

発委第 3 号

令和 5 年 1 月 1 日提出

淡路市議会議長

土井 晴夫 様

提出者 淡路市議会総務文教常任委員会
委員長 太田 善雄

少人数学級推進と義務教育費国庫負担制度を堅持するための、2024年度
政府予算に係る意見書

上記議案を別紙のとおり、淡路市議会会議規則（平成17年淡路市議会規則第1
号）第14条第2項の規定により提出する。

（提案理由）

当市議会において、去る令和5年第106回淡路市議会定例会で、「少人数学級
推進と義務教育費国庫負担制度を堅持するための、2024年度政府予算に係る意
見書採択の請願書」が提出され、全会一致で採択した。

その後、委員会において請願内容にそって、意見書の整理を行った。

主な内容として、学校現場での貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題や子ど
もたちのゆたかな学びと育ちを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分
に確保することが急務であること、また、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現
するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠
であり、義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1か
ら3分の1に引き下げられ、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子ど
もたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが不可欠
であることというものである。

よって、国の速やかな施策改善を行うことを求めるため、当委員会から、この意
見書を提出する。

意見書第 号

少人数学級推進と義務教育費国庫負担制度を堅持するための、2024年度政府予算に係る意見書

21年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びと育ちを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の学級編制標準より引き下げた「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- 4 教職員未配置問題の解消にむけ、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。
- 5 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考

慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

- 6 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

兵庫県淡路市議会議長 土井 晴夫

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
総務大臣	鈴木 淳司 様
財務大臣	
内閣府特命担当大臣(金融)	
デフレ脱却担当	鈴木 俊一 様
文部科学大臣	盛山 正仁 様